

新座市 ブロック塀等撤去・築造工事 助成制度のご案内

新座市イメージキャラクター
ソウキリン



新座市では、登録した施工業者に依頼して、ブロック塀等の撤去に関する工事をされる方に、その費用の一部を助成しています。

建物の耐震化
と併せて



ブロック塀等の対策に
についても考えてみよう!!

助成制度概要

助成対象者	市の登録業者に依頼して工事を行う、市税等の滞納がない方
助成対象となる塀	以下①～③の要件を全て満たす市内の塀 ① 公道や公園等の公共施設又は通り抜けができる建築基準法の規定による道路に面しているもの ② 道路又は公共施設の地盤面からの高さが1.2mを超え、地震で倒壊するおそれのあるもの ③ コンクリート、れんが、石材その他これらに類する建築材料を用いて築造したもの
助成額	<p>● 以下のA、Bの工事区分に応じて助成額が異なります。</p> <p>A 撤去工事 【助成対象となる塀】の全部を撤去 又は 残存部分の高さを60cm以下に施工する工事 撤去する塀の長さ1mあたり 5,000円（上限20万円）</p> <p>B 築造工事 【助成対象となる塀】の全部を撤去した後に、 高さ1.5m以下(基礎の高さ60cm以下)の安全性について配慮したフェンスを設置する工事 設置するフェンスの長さ1mあたり 15,000円（上限40万円）</p> <p>※ 長さは0.1m未満の端数は切り捨て 助成額は1,000円未満の端数は切り捨て 助成額が工事費用を上回る場合は、工事費用が助成額の上限 撤去工事と築造工事を併用して申請する場合、助成額の上限は40万円</p>

補助に際しての注意

- ☆ 擁壁の上部に設置されている塀については一部要件が異なります。
- ☆ 建物の解体工事に伴うもの等、一部対象外となることがあります。
- ☆ 補助に際しては、上記の他に各種諸要件がありますので、申請前に御相談ください。

※ 新座市では本助成制度以外にも、建物の耐震化に関する助成制度である「耐震助成制度」も行っています。

建物の「耐震助成制度」については、建築審査課住宅係まで ↓

【住宅係 ☎ 048-477-4519】



《お問合せ先》

新座市役所 本庁舎3階
建築審査課 建築審査係

☎ 048-477-4309